○国土交通省告示第四百七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用区間	供用開始の期日
天理吹田線	大和郡山市横田町一三六番二から同市八条町一四〇四まで	平成二十七年三月二十二日

○国土交通省告示第四百八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路の区域	後変別更前		敷地の幅員	延長
道路名	区間			
東九州自動車道	後前	最小	一一（メートル）	（メートル）
	佐伯市大字上岡字脇河内二五〇九番一から同市大字上岡字脇河内二五〇九番四まで	最大	一一	二一六
		最小	六五	
		最大	七七	
		最小	四九	
		最大	〇九	

○国土交通省告示第四百九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用区間	供用開始の期日
東九州自動車道	佐伯市大字上岡字脇河内二五一一番四から同市大字上岡字脇河内二五一一番一まで	平成二十七年三月二十一日

○東北地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

東北地方整備局長　縄田　正

四十五号	供用区間	供用開始の期日	図面縦覧場所
青森県上北郡おいらせ町神明前一三〇番から同町神明前四〇〇番まで	青森東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所	平成二十七年三月二十日	

○東北地方整備局告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

東北地方整備局長　縄田　正

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類　一般国道397号改築工事（高屋敷道路・岩手県気仙郡住田町世田米字高屋敷地内から同町世田米字中井地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　岩手県気仙郡住田町世田米字高屋敷及び字中井地内

２　使用の部分　岩手県気仙郡住田町世田米字高屋敷及び字中井地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県気仙郡住田町世田米字里古屋地内から同町世田米字中井地内までの延長1,548ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道397号改築工事（高屋敷道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であるとともに、起業者である岩手県は、本件事業について、道路法第74条の規定による認可に代わる、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道397号（以下「本路線」という。）は岩手県大船渡市を起点とし、気仙郡住田町、奥州市、秋田県雄勝郡東成瀬村等を経由して横手市に至る延長約146.3㎞の幹線道路である。

本路線の起点である大船渡市及びその周辺の地域（以下「三陸南沿岸地域」という。）は、豊かな水産資源と天然の良港に恵まれていることから、沿岸には多くの漁港が立地し、豊かな漁場環境を活かした水産業が盛んであったが、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う大津波等（以下これらの災害を総称して「東日本大震災」という。）により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

本路線は、三陸南沿岸地域から住田町を経由して、岩手県内陸南部に位置する奥州市を連絡する道路であることから、地域住民の地域内交通に利用されているとともに、物流等による通過交通にも利用されているほか、東日本大震災により被災した三陸南沿岸地域の復興に必要な人的支援、物資、作業車両及び資材等の供給における輸送路としても機能している重要な路線であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき岩手県防災会議が策定した岩手県地域防災計画において、第１次緊急輸送道路に指定されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない線形不良区間が多数存在するほか、交通事故も生じるなど、地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、自然災害時等における現道の代替路が確保されるなど、緊急輸送ネットワーク機能の向上が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年11月に任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるイヌワシ、